

# 準備書面（16）

～神戸地方裁判所判決に対する  
控訴人らの主張～

# 神戸地方裁判所判決（令和3年8月3日言渡し）の概要

## ○旧優生保護法は憲法違反

- ・ 旧優生保護法の立法目的は極めて非人道的で、個人の尊重を基本原理とする日本国憲法の理念に反することは明らか
- ・ 同法は、憲法13条（幸福追求権・自己決定権を保障する条項）、憲法14条（不合理な差別的取扱を禁止する条項）、憲法24条（家族に関する事項について個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚すべきとした条項）に違反する

## ○国会議員の行為も違法

憲法違反の優生条項を廃止しなかった国会議員の違法行為により、原告らが手術による損害を被った

# 神戸地方裁判所判決（令和3年8月3日）の概要

## <結論>

原告らの請求は棄却

---

### ○国の責任

国の損害賠償責任は、**除斥期間の適用**により既に消滅

### ○国会議員の責任（立法不作為）

立法の内容が一義的に明確なものではなく、どのような施策を講じるかについては、**国会の裁量**に委ねられるべき

### ○厚生大臣・厚生労働大臣の責任

法律の改廃について**大臣が固有の権限を有しない**ことから違法性はない

## 神戸地裁判決の不当性

○憲法違反の法律に基づく国による人権侵害と、被害者たちが権利行使をできない状況を、国自身が作ったことを認めながら、期間の経過（除斥期間）を理由に、国の責任を免除した極めて不当な判決

○極めて重い責任を負う国が、ようやく権利行使ができるようになった被害者らに対し、除斥期間を盾に自らの責任を否定する、そのような主張を司法が許し続けてよいのか！！

# 神戸訴訟と仙台訴訟の主張・争点の違い

仙台訴訟の以下の主張は、神戸訴訟では争点になっていなかった。

○「旧優生保護法の制定及び同法の改廃の懈怠、優生政策の推進、優生手術の実施とこれらの被害回復のための措置の懈怠が平成8年法改正前後を通じて一連一体の不法行為を構成する」という主張

○「旧民法724条後段の効果発生を最高裁判所の違憲判決から6ヶ月間は制限すべきという主張（「出口論」）」

## 神戸判決の不当性 その1 除斥期間適用の不当性

○最高裁判所は、除斥期間が問題となる事案についても、期間の経過により画一的に権利を排斥することをせず、その適用を回避する解釈を採用して被害救済を実現してきた。

○神戸地裁が形式的に請求を退けた判断は、このような**最高裁の姿勢とは大きくかけ離れたもの。**

○国会議員の責任を認めながら、違法行為を行った国が自らの責任を免れるために除斥期間を持ち出すことは**除斥期間の濫用**というほかなく、それを認める判断は極めて許しがたい。

## 判決の不当性 その2

### 国会の立法不作為に関する判断の不当性

○必要な立法の内容が一義的に明確ではないことを理由とする点について

⇒「人としての尊厳」の回復のための、**優生条項の廃止の事実や理由の公表・謝罪等によるスティグマ除去・名誉回復等を内容とするもの**であり、不明確ではない。

⇒**ハンセン病補償法という先例**に照らしても明確に特定できる。

○国会の立法裁量を理由とする点について

⇒○最高裁平成17年判決の「権利行使のため立法措置が必要不可欠・明白にもかかわらず長期間これを怠る」場合に該当すれば、立法しないことは違法となる。

国会が立法の内容について広い裁量権を有するとしても、それは立法しないことが許される理由とはならない。

## 判決の不当性 その3

### 厚生大臣の義務違反に関する判断の不当性

○旧優生保護法に基づく強制不妊手術に関しては、厚生労働省（厚生省）が所管する事務に含まれており、**同大臣が最高責任者の立場**

○国会よりも容易に旧優生保護法に基づき行われた**人権侵害の事情を知る**ことができた

○どんなに遅くとも平成13年のハンセン病補償法成立後に早期の必要な立法の企画立案が可能であったことは明らか



# む す び

神戸地裁判決は、請求を棄却しながら、最後に以下のような付言

「旧優生保護法の優生条項により 個人の尊厳が著しく侵害されてきた事実を真摯に受け止め、多数の被害者に必要かつ適切な措置がとられ、根深く存在する障害者への偏見や差別を解消するために積極的な施策が講じられることを期待したい」

# む す び

しかし、裁判所は、単に希望を述べるのではなく、司法判断として、国の違憲性・違法性を被害救済に反映させた判決を示すのが本来の在り方のはず。

裁判所自身が、国が積極的施策を講じることを強く後押しすべき立場にあることに思い至り、国民が司法に期待する職責と役割を果たすべき。